

さ商発第3号
令和4年4月

各 位

さぬき市商工会
労働保険事務組合
会長 尾崎 勝
(公 印 省 略)

労働保険年度更新について（ご依頼）

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当組合運営に多大なるご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、今年も労働保険の年度更新の時期が参りました。

書類作成のうえ、ご提出頂けますようお願い申し上げます。

また、雇用保険被保険者リスト【令和4年3月18日現在在職者】を同封致しておりますので、取得、喪失漏れ等がないか確認をお願い致します。

なお、下記帳簿を持参下されば、当方で作成致します。

記

1. 賃 金 台 帳 令和3年4月 ～ 令和4年3月

2. 工 事 台 帳 令和3年4月 ～ 令和4年3月

【令和3年度中に完了した元請工事

(令和2年度からの繰越工事分を含む) が対象です】

3. 提 出 期 限 令和4年4月15日（金）

<ご注意>

※ 尚、令和2年4月1日から、すべての雇用保険被保険者について雇用保険料の納付が必要となります。

※ 雇用保険料率について雇用保険法等の一部改正する法律案が成立しました。つきまして保険料率が引き上げられます。詳細は別紙に記載しております。

※ 事務委託手数料について手数料収入に対するソフトウェア等の商工会費用負担が平成25年度では2.9倍であったが令和3年度では3.3倍に拡大。今後継続して事業していくにあたり、大変ご迷惑をおかけしますが以下のように改定させていただきます。

現行：概算保険料×100分の5→変更後：概算保険料×100分の5.5

現行(下限2,000円、上限50,000円)→変更後(下限2,200円、上限55,000円)

上記手数料に消費税を加算した額をご請求させていただきます。

※ 賃金等報告、賃金調査表のExcelファイルを用意しています。ご希望の方は下記よりダウンロード下さい。 <http://shokokai-kagawa.or.jp/sanukishi/> (さぬき市商工会ホームページ)